

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められるとともに、59年1月分の国民年金保険料については、重複して納付されたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月から60年6月まで

昭和60年6月に役場から私の申立期間の国民年金保険料の請求がきて、妻が、妻の妹から18万円ぐらいを借りて、28月分の国民年金保険料を一括して納めた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和60年7月から厚生年金保険被保険者となる同年12月までの国民年金保険料を、毎月納付していることが確認できる上、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金加入期間について国民年金保険料を完納している。

また、申立人の国民年金加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者記録及び申立人の国民年金保険料納付状況から、昭和60年6月ごろと推認されるところ、この時点では、申立期間のうち、58年4月から60年6月までの国民年金保険料は過年度納付及び現年度納付による納付が可能である。

さらに、申立人の妻は、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を一括納付する際に、市の職員から「時効により7か月は保険料納付できない期間がある。」と説明を受けたと述べているが、一括納付したと主張する国民年金保険料納付月数(28か月)は昭和60年6月時点で実際に納付が可能な58年4月から60年6月までの27か月とほぼ一致すること、及び一括納付したと主張する国民年金保険料額(18万円ぐらい)は、当該期間の国民年金保険料を納付するのに必要な金額(16万4,820円)に概ね一致することから、申立人の妻の供述は、基本的に信用できるものと考えられる。

加えて、申立人の妻の妹は、申立期間当時、申立人の国民年金保険料として申立人の妻に資金を貸したと証言している。

なお、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月の国民年金保険料については、申立人の 61 年 1 月分の国民年金保険料が厚生年金保険料と重複して納付されたため、当該保険料を、社会保険庁が 59 年 1 月分の国民年金保険料として充当処理している事実が認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 57 年 9 月から 58 年 3 月までの期間は、申立人の国民年金加入手続が行なわれたと推認される 60 年 6 月時点では、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から 60 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められるとともに、59 年 1 月分の国民年金保険料については、重複して納付されたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から同年3月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年1月から同年3月まで
② 昭和46年1月から同年3月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ3か月と短期間であり、申立人は、当該期間前後の昭和44年4月から58年3月までの国民年金保険料については、申立期間①及び②を除き未納は無い上、過年度納付や追納を複数回行ってきており、未納とされている期間の解消を図るべく努めていたことが推認される。

また、申立人は、申立期間①及び②の前後を通じて同一の建設会社に勤務しており職業変更や住所変更はなく、生活状況に大きな変化は認められないところ、前述したように申立期間①及び②前後の国民年金保険料が納付済みであるところからすれば、途中の申立期間①及び②のみ未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月から41年3月まで

私は、申立期間当時から、実家で両親と農業をしていた。申立期間の私の国民年金保険料の納付記録は未納になっているが、当時、父が「給料は払えないが国民年金の保険料は払っておく。」と言っており、両親は納付になっているのに私だけが未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、平成15年5月（60歳到達時）までの国民年金保険料をすべて納付しているところ、国民年金保険料納付済期間には付加保険料を含めて納付している期間及び前納している期間が含まれる上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしていたとする申立人の父親は、母親とともに国民年金制度発足時からの国民年金保険料を完納しており、申立人及び両親の納付意識の高さがうかがえる。

また、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和41年12月に払い出されたこととされているが、A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿には、昭和38年度の納付状況等欄に「6月加入」と記載されている。A市は、当該記載について「昭和38年6月に加入手続をしたと考えられる。」と回答しており、申立人が、申立期間当時から、国民年金に加入していた可能性がうかがえる。

さらに、申立人の母親も、申立人の申立期間の国民年金保険料について、「(申立人の父親は) 家族3人分の国民年金保険料を納付していたはず。」と証言しており、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、あえて申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和46年7月から47年3月までの期間が納付事実なしとの回答をもらった。申立期間の当時は会社に勤務していたが、厚生年金には加入しておらず、業務としては、全国を移動して営業活動をしていたので家にはたまにしか帰ることができなかった。

最初に国民年金保険料をA市役所で納付した時に窓口で、「2年前までは遡って納めることができるが、2年を過ぎると時効で納めることができません。」と聞いた憶えがあるが、その後は、時効にならないように国民年金保険料を納付したはずです。申立期間が未納のはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料の未納は無い上、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回、適切に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間以降の国民年金保険料について、時効にならないように国民年金保険料を納付してきたと主張しているところ、申立期間直後の昭和47年4月から49年5月までの国民年金加入期間及び51年9月から53年7月までの国民年金加入期間について、複数回、過年度納付を行うことによりすべての国民年金保険料を納付しており、申立人の主張は、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、申立期間直後の昭和47年4月から同年9月までの国民年金保険料を48年8月に過年度納付していることが確認でき、この時点では、申立期間も過年度納付が可能な期間であり、申立人が、あえて申立期間の国民

年金保険料のみ納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月及び47年4月から48年3月までの期間並びに50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年3月
② 昭和47年4月から48年3月まで
③ 昭和50年10月から51年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、申立期間①、②及び③について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間①については、結婚する以前であり、実家の両親が納付してくれたはずである。

また、申立期間②については、A銀行B支店の領収書があり、間違いなく納付しており、還付を受けた記憶もない。

さらに、申立期間③については、領収書は所持していないが、納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和40年9月の時点で、過年度納付が可能な期間である上、C市の元職員は、「申立期間当時、C市役所では、窓口到手書きの納付書を備えておき過年度納付に対応していた。」と証言しており、申立人の申立期間①直後の40年4月から厚生年金保険に加入する42年1月までの国民年金保険料がすべて納付されていることを踏まえると、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をしたとする申立人の両親は、申立期間①の国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料の領収書を所持しており、当該領収書には、納期限経過後の昭和49年1月18日付けの金融機関の領収印が押印されているものの、市の国民年金被保険者名

簿及び社会保険庁の記録からは、当該保険料が還付又は充当されたことは確認できず、当該期間の国民年金保険料は長期間にわたり収納されていたものと考えられる。

さらに、申立期間③については、申立人は、申立期間②直後の昭和 48 年 4 月から平成 20 年 3 月までの国民年金加入期間について、申立期間③を除き、国民年金保険料の未納は無い上、60 歳に到達した平成 17 年 3 月以降も国民年金に任意加入し国民年金保険料を前納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

加えて、申立人は、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を、申立期間③の期間中である 50 年 12 月 16 日と同年 12 月 26 日に、それぞれ現年度納付及び過年度納付していることが確認でき、申立人が、申立期間③の国民年金保険料が未納であることを認識しながら、あえて当該期間の国民年金保険料を納付しなかったとは考えにくい。

納期限経過後に納付されたことを理由として、保険料の納付を認めないのは信義則に反することなどの事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月から同年11月までの期間並びに昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年5月から同年11月まで
② 昭和52年12月及び53年1月
③ 昭和53年2月及び同年3月

申立期間①前後は、A町の実家に住んでいた。申立期間①当時は、夫とB市に居住しており、毎月国民年金保険料を納付していなかったかもしれないが、申立期間②時点では再びA町の実家に戻っており、後になって、義父から、一括して国民年金保険料の請求書が届いたと言われたことを覚えている。義父が、請求を受けて納付せずにそのままにしておくことは考えられないので、一括して納付したと思う。申立期間①及び③については未納、申立期間②については未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③については、それぞれ7か月及び2か月と短期間である上、申立人は、昭和51年9月から平成20年2月（60歳到達時）までの国民年金加入期間について、申立期間①及び③を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の夫も、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の義父も、昭和38年11月から58年9月（60歳到達時）までの国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の義父をはじめとする申立人家族の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立人は、昭和52年5月にB市へ転居後、同年12月に再びA町の実家に戻った後に、義父から国民年金保険料の一括納付書が届いたことを聞いた旨主張しているところ、申立人の特殊台帳の記録から、申立人の申立

期間①以前の国民年金保険料納付済み期間及び申立期間③以降の国民年金保険料納付済み期間は現年度納付されていることが推認できることから、申立人が主張する一括の納付書は、申立期間①及び③に係る過年度納付の納付書であったと考えられ、申立人の義父の納付意識の高さがうかがえることを踏まえると、義父は、申立期間①及び③の国民年金保険料についても過年度納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、社会保険庁の特殊台帳から、申立人は、昭和52年12月に国民年金被保険者資格を喪失し53年2月に被保険者資格を再取得していることが確認でき、申立期間②は国民年金の未加入期間となることから、当該期間の国民年金保険料納付書が発行されたとは考えにくく、申立期間②当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年5月から同年11月までの期間並びに昭和53年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大分厚生年金 事案 139

第1 委員会の結論

申立人の、A社における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は22年5月30日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間に係る標準報酬月額については、昭和19年10月から20年9月の期間は40円、20年10月から21年9月の期間は20円、21年10月から22年4月までの期間は30円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年5月30日まで

私は、申立期間について、A社に勤務したのに、厚生年金保険の記録が無いので旧姓で調べてほしい。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の供述により、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の申立期間当時の氏名（名前の一部が相違）、生年月日の一部が異なるが、類似した未統合となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、複数の元同僚は、「申立期間当時、男子を含め、B姓の従業員は、申立人のほかはいなかった。」と供述しているところ、被保険者名簿において、B姓の女性被保険者は1名である上、当該記録の名前は、元同僚が供述している当時の申立人の通称名と一致していること、及び申立人が就業した時期等についての申立人及び複数の元同僚の供述がほぼ一致することから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和19年10月から20年9月までの期間は40円、20年10月から21年9月までの期間は20円、21年10月から22年4月までの期間は30円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から40年3月までの期間、44年4月から45年3月までの期間、及び46年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年2月から40年3月まで
② 昭和44年4月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から49年3月まで

私は、ずっと衣服補正の仕事をしており、納めないとならないものは納めてきたので、国民年金保険料が5年間も未納であることはあり得ない。

年金手帳に記載されている姓が訂正されており、他人の記録と混ざっているのではないかと。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和42年5月6日であることが確認できるところ、この時点では、申立期間①は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間①当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間②及び③については、申立人は、当該期間の国民年金保険料納付時期や納付月数など、納付方法についての記憶が曖昧であり、申立期間②及び③における国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、市の申立人に係る国民年金被保険者名簿から、申立期間③の期間中である昭和47年2月、同年6月及び48年7月に、申立人に対して催告状が送付されたことが確認でき、これらの時点では、申立人の国民年金保険料が納付されていなかったと考えられる。

加えて、申立人が、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が所持する国民年金手帳には、氏名欄に誤った姓が記載された上で訂正されていることが確認できるものの、市及び社会保険庁において誤った氏名による年金記録は確認できないこと、及び申立人の国民年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号に基づき作成された市の国民年金被保険者名簿、社会保険事務所の特殊台帳等の関連資料には、いずれも正しい氏名が記載されていることから、申立人が所持する国民年金手帳の氏名欄に誤記があることをもって、申立人の年金記録が別人のものであるとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 375

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年5月から47年3月まで

私は、20歳になったころ、国民年金に加入し、2年間ほどは地区の納付組織で、自分が集金人をしていました。自分が集金人をしていて、納付していないとは考えられないので、申立期間の国民年金保険料は納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人前後の国民年金手帳記号番号の被保険者記録から、昭和47年1月ごろに払い出されたことが推認できるところ、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 376

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から47年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から47年3月まで
申立期間が厚生年金保険に重複して国民年金保険料が納付されたとして社会保険庁の国民年金被保険者記録では、国民年金保険料還付処理済みとなっている。国民年金保険料還付金を受け取っていないのに、国民年金保険料が還付処理済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書から、申立期間の国民年金保険料が、昭和48年11月29日に過年度納付されていることが確認できる。

この点、申立人の特殊台帳の備考欄には、申立期間の国民年金保険料が還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対して国民年金保険料が還付された事実を疑わせるような事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金保険料の還付処理がなされた当時の通帳等は保管しておらず、その他国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から50年12月まで

私は昭和46年10月に結婚し、その時から国民年金保険料を地区の納付組織に納付してきた。納付組織に納付できなかつたときは、郵便局か銀行に夫が納付書を持参し納付していたので、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人又は申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立人及び申立人の夫は、申立人の申立期間に係る国民年金加入手続や加入の時期などについての記憶が曖昧であり、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は結婚した昭和46年10月以降、国民年金保険料を地区の納付組織を通じ納付してきたと主張するものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和51年2月以降に払い出されたことが確認でき、この時点では申立期間のうち、46年10月から48年12月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 381

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から49年3月まで

申立期間当時、国民年金保険料は父が納付組織（婦人会）の集金、又は市役所で納付していたと思う。父は当時、自営業をされており、私と妹はその手伝いをしていた。妹からは20歳から国民年金に加入している記録があると聞いている。私は保険料納付には関与していないが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は、申立期間の国民年金保険料納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、国民年金手帳記号番号払出簿と申立人の保険料納付状況から、婚姻を機にA市へ転居後の昭和49年7月以降と推認され、この時点では、申立期間の大部分は、時効により納付できない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたB市には、申立期間に申立人が国民年金に加入していたことを確認できる記録は無く、申立人に、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、申立人の妹の国民年金の資格取得日が20歳になっていることから、申立人についても申立期間は加入していたはずと主張しているが、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、申立人が昭和49年7月以降に国民

年金の加入手続を行った際に39年9月にさかのぼって資格取得しており、申立人の妹の国民年金被保険者資格取得日は、61年4月に国民年金の加入手続を行った際に45年9月（20歳時）にさかのぼって、資格取得がなされたものと認められることから、実際にそれぞれの資格取得日から国民年金保険料が納付されていたことを示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月及び同年9月、51年7月及び同年8月、並びに54年9月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年8月及び同年9月
② 昭和51年7月及び同年8月
③ 昭和54年9月

申立期間については、過誤納の国民年金保険料を還付しているとの社会保険事務所の回答であるが、還付の手続をした記憶が無く、還付してもらった記憶もないので納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の申立人に係る特殊台帳から、申立期間①、②及び③の国民年金保険料が納付されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間①、②及び③当時、厚生年金保険に加入していることから、当該期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険庁の申立人に係るオンライン記録には、申立期間の国民年金保険料が還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに明確に記録されており、この記録に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人は、「還付が事実であれば、社会保険事務所は令書の控え（国民年金保険料の領収書）を回収するはずであるが、申立期間の令書の控えを返した記憶は無く、手元にある。」と主張しているところ、社会保険事務所は、国民年金保険料の還付に当たって、被保険者に対し、国民年金保険料領収書の提出を求めることはない旨を回答している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から45年3月まで

私の国民年金保険料は、市役所の集金人が集金に来たときに、20歳からの未納のうち3年間分が納められると言われて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の特殊台帳及び国民年金被保険者台帳管理簿から、昭和44年7月3日を資格取得日として、45年11月ごろに夫婦連番で払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間のうち、昭和42年4月から44年6月までの期間は、国民年金の未加入期間であり、当該期間について過年度納付又は特例納付の納付書が発行されたとは考えにくい上、申立人が納付したと主張する国民年金保険料額（1万7,000円程度）は、申立期間のうち過年度納付又は特例納付が可能な44年7月から45年3月までの国民年金保険料を実際に過年度納付又は特例納付するのに必要な保険料額と大きく相違する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年2月から45年3月まで

申立期間当時、私はまだ独身であり、就職もしていなかった。私の国民年金保険料は、旧A町の実家で同居していた兄の妻（以下「義姉」という。）が納付してくれていたと思っていた。

今回、私の年金記録を確認したところ、義姉が納めてくれていたはずの期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義姉が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の義姉も当時の記憶が曖昧であり、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和45年5月に結婚しB市に転居していることが確認できるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年5月24日にB市において払い出されていることが確認でき、この時点では申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和41年1月から45年4月までの期間については、共済組合に加入し、退職時に一時金を受給していることが確認できることから、当該期間について、国民年金保険料を重複して納付していたとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 4 月から 30 年 3 月まで
② 昭和 32 年 1 月から同年 4 月まで
③ 昭和 32 年 5 月から 33 年 1 月まで

私は、申立期間①については、A組合連合会のB工場に勤務し、申立期間②については、C社の下請けのD組又はD班でケーブルクレーン運転手として、申立期間③についてはE社F出張所で特殊自動車等の建設機械運転手として勤務していたのに、いずれも厚生年金保険の記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が所持するA組合連合会の身分証明書及び勤務時の写真からA組合連合会のB工場に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立期間①について、申立人はB工場にいた同僚の名前を覚えておらず、当時、A組合連合会で勤務していた者から聴取しても、同工場に勤務していた同僚からの証言を得ることができない。

また、G組合（A組合連合会は、平成 14 年 4 月に同組合に合併。）に照会したところ、「当時の賃金台帳等の保険料控除に係る関連資料は無い。」との回答があり、申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険の加入をうかがわせる事情を得ることはできない。

申立期間②については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び勤務時の写真から、D組又はD班に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、元請け会社であるC社に申立期間当時の下請け業者について照会したところ、「当時の業者名簿等の関連資料は無く不明。」と回答している上、D組又はD班は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の

適用事業所としての記録は確認できず、類似する名称の適用事業所も確認することができない。

申立期間③については、勤務内容に関する申立人の具体的な供述及び勤務時の写真から、E社F出張所で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、E社F出張所に勤務し、申立人と同様に重機班に在籍していた元同僚の厚生年金保険加入記録が確認できない上、複数の元同僚からは、「重機の運転手等は臨時職員であり、申立人は臨時職員であった。臨時職員は厚生年金保険には加入していなかった。」旨の証言を得たことから、当時、事業主は臨時職員については厚生年金保険の加入をさせていなかったことがうかがえる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①、②及び③の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大分厚生年金 事案 137

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月から 54 年 2 月までの間のうち 2 年ほど
私は、昭和 51 年 10 月から 54 年 2 月までのうち、2 年ほど、A 社でタクシー運転手をしていた。24 時間の隔日勤務で正社員として勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務内容に関する供述及び申立人から紹介を受けた同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、いずれかの期間において、A 社で勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人の勤務期間等の記憶は曖昧であること、及び当該事業所に勤務していたことが確認できる複数の元同僚には、申立人に係る勤務時期などの記憶が無く、申立期間に係る勤務期間の特定もできない上、B 社（A 社から事業を継承。）に照会した結果、保険料控除に係る関連資料も無く、申立期間における厚生年金保険の加入状況等については不明である。

また、社会保険事務所が保管している A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の厚生年金保険の加入記録は無く、健康保険の整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月 1 日から同年 7 月 14 日まで
② 昭和 36 年 7 月 15 日から 41 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 3 月 1 日から同年 9 月 21 日まで

私は、申立期間①、②及び③において、それぞれ、A社、B社で勤務し、出産のため退職したが、復職して勤めるつもりであった。

申立期間に係る脱退手当金が受領済みとなっていると、社会保険事務所から説明されたが、請求した覚えもなく、もらってもいない。この期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している申立期間①、②及び③に係るA社、B社の申立人の被保険者原票には、それぞれ脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、すべての申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和42年1月20日に支給決定されていること、及び脱退手当金請求時において、婚姻後の姓で請求していることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。